

様式第3 (第5条関係)

土砂等搬入届出書

平成〇〇年 〇月 〇日

半 田 市 長 殿

「特定事業の計画に係る届出書」と同一の届出者となります。

住 所 半田市〇〇町〇番地

氏 名 株式会社〇〇
取締役社長 〇〇

(名称及び代表者氏名)

電 話 0569-〇〇-〇〇〇〇

代表
者印

平成〇〇年 〇月 〇日付けで届け出た特定事業について、土砂等を搬入したいので、半田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所	A市A町A番地
土砂等の採取場所の工事名等	A工場造成工事
今回の搬入量	5,000m ³
土砂等の搬入期間	平成27年10月1日～11月30日
土砂等の運搬事業者名	D運送株式会社

1 概要

土砂等を搬入する前までに、使用する土砂等の採取場所等が記入された「土砂等発生元証明書」や土砂等の分析結果で有害物質の基準に適合していることを証明する「有害物質分析結果証明書」等を添付して、様式第5により届け出る必要があります。

また、届出は同一の採取場所から搬入する土砂等の量が5,000m³に達するごとに、必要となります。

なお、土砂等の採取場所における地歴調査及び土砂調査の方法については、条例施行規則別表第2を参照してください。

2 記入要領

- (1) 当該書類は搬入する土砂等の**採取場所及び発生場所ごとに提出**すること。
- (2) また、搬入する土砂等の採取場所及び発生場所が**同一の場合であっても**、その土砂等の量が5000m³を超える場合、**5,000m³に達するまでごとに当該「土砂等搬入届出書」**を提出すること。(ただし、(4)により有害物質分析結果証明書を省略できる場合は除く。)
- (3) 搬入する土砂等について、**採石法又は砂利採取法に基づき認可を受けている採取場から採取された土砂等**を使用する場合、「土砂等譲渡証明書」を添付すること。なお、この場合には、「土地の履歴調査報告書」、「試料採取調書」及び「有害物質分析結果証明書」の添付を省略することができます。
- (4) 搬入する土砂等に「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」に係る**再生路盤材、建設汚泥改良土、再生路床材又はこれらと同等な産業廃棄物の再生品**を使用する場合は、「土砂等発生元証明書」を提出すること。

なお、上記の建設汚泥改良土等を使用し、「土砂等発生元証明書」を提出する場合には、「土地の履歴調査報告書」、「試料採取調書」及び「有害物質分析結果証明書」の添付を省略できる場合があります。

ア 土砂等の採取場所

搬入する土砂等の採取場所又は発生場所を記入すること。

イ 土砂等の採取場所の工事名等

建設発生土の場合はその工事の名称を記入すること。

ウ 今回の搬入量

今回の「土砂等搬入届出書」に係る量を記入すること。

土砂等の量が5000m³を超える場合、5000m³に達するまでごとに当該届出書を提出する必要があるため、当該欄に記入できる量は5000m³以下となります。(ただし、上記2-(4)により有害物質分析結果証明書を省略できる場合は除く。)

エ 土砂等の搬入期間

オ 土砂等の運搬事業者名

運搬する事業者名を記入すること。

個人事業主の場合は、<個人>と記入し、氏名を記入すること。

運搬事業者が複数の場合、全ての事業者を記入すること。記入欄が足りない場合

は、別紙により一覧表を作成し添付すること。

3 添付書類

- 土砂等譲渡証明書（様式第4）の写し又は土砂等発生元証明書（様式第5）
- 土地の履歴調査報告書（様式第6）
- 試料採取調書（様式第7）
- 有害物質分析結果証明書

土砂等の埋立て等に関する条例施行規則別表第2に定める方法により調査した結果に基づくもの。

なお、「別表2に定める方法」とは、土壤汚染対策法に規定する土壤溶出量調査及び土壤含有量調査による方法と同じです。